

（旅客自動車運送事業用自動車）

第233条 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、保安基準第50条の告示で定める基準は、別添91「連節バスの構造要件」及び別添92「2階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の各号に掲げる基準とする。

- 一 緩衝装置及び旅客の座席は、旅客に不快な振動、衝撃を与えないものであること。
- 二 客室は、適当な採光が得られるものであること。
- 三 客室には、適当な室内照明灯を備えること。
- 四 運転者席の側面の窓は、簡易な操作により、有効幅及び有効高さがそれぞれ270mm以上開放できる構造のものであること。

2 乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量5トンを超えるもの及び乗車定員24人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあつては、前項の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

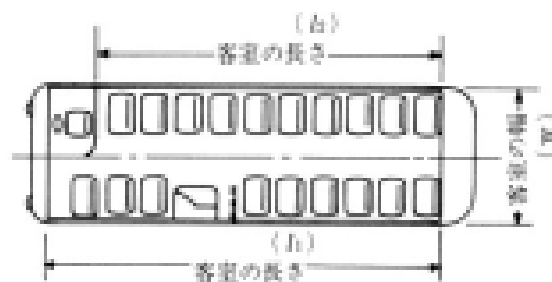
- 一 室内照明灯は、客室内を均等に照明し、その光源は、客室床面積（客室の長さ（客室の長さが左右で異なる場合は、その平均の長さ）に客室の幅を乗じて得た値をいう。）1㎡あたり5W（蛍光灯の場合にあつては2W）以上又はこれと同等以上の明るさであること。

（算式）

客室床面積＝

$$\left(\frac{l_1 + l_2}{2} \right) \times w$$

（参考図）



- 二 乗降口の踏段（幼児専用車の乗降口に備える踏段を除く。）は、その有効奥行が300mm以上であること。ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては乗降口の有効幅のうち350mm以上の部分についてその有効奥行が300mm（次の上段までの高さが250mm以下のものにあつては、290mm）以上、次に掲げる要件のいずれにも該当する最下段の踏段にあつてはその有効奥行が200mm以上であればよい。

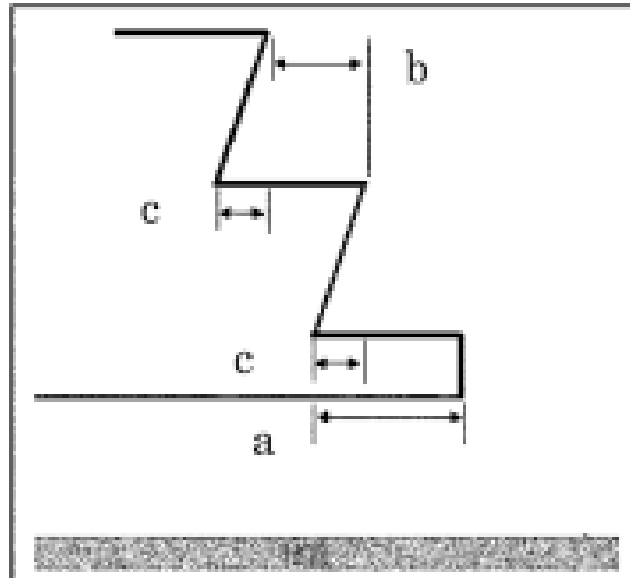
- イ 次の上段の高さが空車状態において地上450mm以下であること。
- ロ 走行時に車体下部に格納されるものであること。
- 三 次項の自動車以外の自動車には、旅客の乗降の妨げとならず、かつ、車掌の業務に支障のないように車掌席を乗降口の付近に設けること。この場合において、車掌席は、立席又は座席とすることができるものとする。
- 四 次項の自動車以外の自動車には、運転者席と車掌席との距離（それぞれ中心間の最短距離を床面に平行に計測した長さとする。この場合において、車掌席の位置が明らかでないものにあつては、車体の側面における乗降口開口部の後縁を車掌の位置とする。）が3m以上であるものにあつては、その間にブザその他の連絡装置（車掌から運転者に対して連絡できるものをいう。）を備えること。この場合において、ブザその他の連絡装置は、2箇所に乗降口があつて2名の車掌が乗車するような場合にあっては一方の車掌からの連絡は他の車掌の中継によるものであつてもよい。
- 五 とびらを開閉する装置が動力式である乗降口には、その付近に、故障時などに手動でとびらを開放できる装置を備え、かつ、その位置及びとびらの開放方法を表示すること。
- 3 乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量5トンを超えるもの及び乗車定員24人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの（被牽引自動車を除く。）は、前2項の規定によるほか、別添106「ワンマンバスの構造要件」に定める基準に適合しなければならない。
- 4 乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量5トン以下のものは、第1項の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。
- 一 乗降口の踏段（幼児専用車に備えるものを除く。）の有効幅、有効奥行及び有効蹴込みは、次の表に掲げる踏段の種類に応じ、それぞれ同表の有効幅、有効奥行及び有効蹴込みの欄に掲げる範囲であること。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口の踏段及び次に掲げる要件のいずれにも該当する最下段の踏段にあっては、この限りでない。
- イ 次の上段の高さが空車状態において地上430mm（車高調整装置を備えた自動車にあっては、その床面の高さを最も低くした状態であり、かつ、空車状態において380mm）以下であること。
- ロ 有効奥行が200mm以上であること。
- ハ 走行時に車体下部に格納されるものであること。

踏 段 の 種 類	有 効 幅	有効奥行（注1）	有効蹴込み
最下段の踏段（注2）	400mm以上	230mm以上(a)	100mm以下(c)
その他の踏段（注2）	400mm以上	200mm以上(b)	100mm以下(c)

注1 最下段の踏段にあつては、踏段のうち乗降に有効に利用できる部分の奥行であつて当該踏段の前縁から後縁までの水平距離（次の図のa）をいう。

注2 有効奥行及び有効蹴込みの欄におけるa、b及びcは、次の図に示すところによるものとする。

図（乗降口の踏段断面図）



二 とびらを開閉する装置が動力式である乗降口には、その付近に、故障時などに手動でとびらを開放できる装置を備え、かつ、その位置及びとびらの開放方法を表示すること。